

2026年6月2日

条件付一般競争入札説明書（公告）

大阪国際平和センター（ピースおおさか）
音響設備更新工事

公益財団法人 大阪国際平和センター

大阪国際平和センター（ピースおおさか）音響設備更新工事

大阪国際平和センター（ピースおおさか）音響設備更新工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公益財団法人大阪国際平和センター契約事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により公告する。

条件付一般競争入札の日程

| | |
|----------------------|--------------------------------------------------------|
| 入札の公告 | 2026年6月2日（火） |
| 入札参加申請書 入札説明書等の交付 | 2026年6月2日（火）～6月16日（火） 午前10時から午後4時まで （ただし、月曜日を除く） |
| 入札参加申請の受付 | 2026年6月2日（火）～6月16日（火） 午前10時から午後4時まで （ただし、月曜日を除く） |
| 入札参加資格の決定 審査結果の通知 | 2026年6月18日（木） |
| 質問受付 | 2026年6月2日（火）～6月18日（木） 午前10時から午後4時まで（FAXのみ） |
| 質問回答 | 2026年6月24日（水） |
| 入札日時 | 2026年6月30日（火） 午後2時から |

1 競争入札に付する発注内容

(1) 業務名称

大阪国際平和センター（ピースおおさか）音響設備更新工事

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行場所

大阪市中央区大阪城2番1号

公益財団法人大阪国際平和センター（ピースおおさか）

(4) 工期

2026年9月1日～2027年1月31日まで

（作業は2026年12月21日から2027年1月12日まで）

(5) 工事概要

別添「大阪国際平和センター（ピースおおさか）音響設備更新工事仕様書のとおり

2 入札参加資格要件

次の条件を満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 大阪府の入札参加資格を有すること。

3 入札参加申請手続

(1) 申請するときは、次に掲げる書類を提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加申請書

イ 営業経歴書及び営業所一覧表

ウ 商業登記簿謄本（個人の場合は、官公署が証明する営業証明書）
（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

エ 最近 1 事業年度の法人事業税、法人府民税、（個人の場合にあつては、個人事業税及び所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 2 の資格要件（5）を証明する写し

- (2) 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所
期間 2026年6月2日(火)から6月16日(火)まで
(ただし、月曜日を除く)
時間 午前10時～正午まで及び午後1時～午後4時まで
場所 大阪府中央区大阪城2番1号
公益財団法人大阪国際平和センター事務局
なお、提出書類は、**事前に電話で予約の上、持参するもの**とし、郵送又は、電子メールによる申請は認めない。
- (3) 期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の無い者のみ、2026年6月18日(木)に電話により連絡する。
なお、参加資格があると認められた者には連絡しない。
- (2) (1)で参加資格がないと通知された者は、2026年6月23日(火)午後2時までに書面により理由の説明を求めることができる。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問書提出期限

2026年6月2日(火)から6月18日(木)午後4時まで(厳守)
質問のある者は、質問書を締切日時までに、公益財団法人大阪国際平和センター事務局まで電子メールで提出すること。**なお、必ず着信の有無を確認すること。**
また、質問がない場合でも、電話・電子メールアドレスを記入の上、質問事項「**無**」で提出すること。

- (2) 入札参加者全員に回答を送付するため、電子メールアドレスは必ず記入すること。
- (3) 本件委託見積書と直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答しない。

6 入札の日時及び場所

日時：2026年6月30日(火) 午後2時
場所：大阪府中央区大阪城2番1号 公益財団法人大阪国際平和センター
3階第1・2会議室

7 入札方法等

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札心得を遵守の上、所定の入札書により入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額は税抜き金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、容易に開かないように糊付け、商号又は名称及び入札件名を明記するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

8 契約保証金

入札の落札者は、減免された場合を除き、契約金額の100分の5以上（消費税を含む）の契約保証金を契約締結までに納付すること。

9 入札予定価格

15,369,000円（税抜）

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本財団より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加に必要な資格のない者が行った入札は無効とする。

1.1 落札者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者は、落札後、遅滞なく、財団の指定する様式により入札金額の内訳明細書を財団事務局まで提出すること。

1.2 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札予定価格を超える価格での入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者が行った入札
- (3) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札
- (5) 入札に際して不正の行為があった入札
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札

1.3 開札に立ち会う者

開札に立ち会う者については、入札者の代表者で人数は2名以内とする。

1.4 支払条件

完了払

1 5 契約手続き等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に財団に提出しなければならない。但し、財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、財団は契約を締結しないことがある。

(2) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ 府又は大阪市を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合。

(3) (2) アからウまでにより、契約を締結しなくても、財団は一切の責めを負わないものとする。

(4) 落札者が契約を締結しないとき、又は(3) アからウまでにより財団が契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額を財団に支払わなければならない。

(5) 工事中、騒音など来館者に影響のある工事の日程については財団と協議すること。

1 6 問合せ先

〒540-0002 大阪府中央区大阪城2番1号
公益財団法人大阪国際平和センター事務局（総務担当）
電話：06-6947-7208
FAX：06-6943-6080
Mail：center@peace-osaka.or.jp